



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年4月19日（金） 第10192号

目次

ページ

告 示

○使用料及び物品売払代金の収納事務の委託（県民活動支援・広聴課）	2
○解除保安林（森林保全課）	2
○同	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	3
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	4
○道路の供用開始（同）	5

公 告

○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	5
○同	6
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	6

正 誤

○令和6年4月9日付け教育委員会公告（高校教育課）	6
○同	6

■ 告 示

◎群馬県告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり使用料及び物品売払代金の収納事務を委託した。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 太田市植木野町300番地1 株式会社シムックス
- 2 委託した事務の内容
 - (1) 群馬県県有施設共通パスポート条例別表第2に掲げる共通パスポート発行に係る使用料の収納事務
 - (2) 群馬県が作成した行政資料の有償頒布に係る物品売払代金の収納事務
- 3 委託期間 令和6年4月1日から同月30日まで

◎群馬県告示第112号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字川戸字城峯2363の4から2363の6まで、字諏訪沢2380の2
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所 利根郡昭和村大字糸井字新南原6149の9
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	高崎市柴崎町字東原721番地先から同市同字富士塚872番地先まで	前	24.1～24.1	28.2
			後	24.1～26.6	28.2

◎群馬県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	354号	高崎市柴崎町字東原721番地先から同市同字富士塚872番地先まで	令和6年4月19日

◎群馬県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	406号	高崎市倉淵町三ノ倉字田畑1939番の2地先から同市同字上久保2184番地先まで	前	7.3～11.8	339.5
			後	8.1～15.2	339.0

◎群馬県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	406号	高崎市倉渕町三ノ倉字田畑1939番の2地先から 同市同字上久保2184番地先まで	令和6年4月19日

◎群馬県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	多野郡神流町大字魚尾字川 中185番の12地先から 同郡同町大字同字同185 番の2地先まで	前	16.7～19.1	69.5
			後	17.6～46.1	69.5
		多野郡神流町大字魚尾字川 中174番の1地先から同 郡同町大字同字同166番 の1地先まで	前	15.3～19.2	95.8
			後	15.5～29.7	95.8
		多野郡神流町大字黒田字東 畑257番地先から同郡同 町大字同字ケハイ坂9番の 1地先まで	前	15.7～32.6	42.0
			後	18.9～34.7	42.0
		多野郡神流町大字生利字滝 ノ沢1743番の1地先か ら同郡同町大字同字同17 45番の1地先まで	前	10.0～13.8	46.0
			後	10.0～24.1	46.0
		多野郡神流町大字生利字滝 ノ沢1773番の1地先か ら同郡同町大字同字居屋ノ 上1974番地先まで	前	8.2～13.2	94.2
			後	16.3～25.1	94.2
		多野郡神流町大字柏木字柏 木338番の6地先から同 郡同町大字同字平野763 番の2地先まで	前	9.0～13.0	233.0
			後	11.0～38.0	233.0
		多野郡神流町大字柏木字熊	前	21.4～32.4	136.7

	ノ沢1245番の1地先から同郡同町大字同字同1255番の1地先まで	後	21.5～34.0	136.7
	藤岡市保美濃山字野久保2355番の1地先から同市同字同2343番の1地先まで	前	17.4～44.9	71.5
		後	20.0～57.6	71.5

◎群馬県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	462号	多野郡神流町大字魚尾字川中185番の12地先から同郡同町大字同字同185番の2地先まで	令和6年4月19日
		多野郡神流町大字魚尾字川中174番の1地先から同郡同町大字同字同166番の1地先まで	
		多野郡神流町大字黒田字東畑257番地先から同郡同町大字同字ケハイ坂9番の1地先まで	
		多野郡神流町大字生利字滝ノ沢1743番の1地先から同郡同町大字同字同1745番の1地先まで	
		多野郡神流町大字生利字滝ノ沢1773番の1地先から同郡同町大字同字居屋ノ上1974番地先まで	
		多野郡神流町大字柏木字柏木338番の6地先から同郡同町大字同字平野763番の2地先まで	
		多野郡神流町大字柏木字熊ノ沢1245番の1地先から同郡同町大字同字同1255番の1地先まで	
		藤岡市保美濃山字野久保2355番の1地先から同市同字同2343番の1地先まで	

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により中村堰土地改良区の定款の変更を令和6年4月11日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により利根加用水土地改良区の定款の変更を令和6年4月1日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、安中都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 安中都市計画用途地域 西上磯部工業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び安中市まちづくり部都市計画課

■ 正 誤

○教育委員会公告正誤

令和6年4月9日付け教育委員会公告（公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示）

発行番号	ページ	行	誤	正
第10189号	3	17	令和5・6年度	令和6・7年度

○教育委員会公告正誤

令和6年4月9日付け教育委員会公告（公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示）

発行番号	ページ	行	誤	正
第10189号	4	34	令和5・6年度	令和6・7年度

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111